令和6年度城北菖蒲園内臨時売店

管理運営事業者募集要項

令和6年4月

大阪市建設局

目　　次

ページ

１　公募案件の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

２　応募資格要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

３　公募条件等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

４　現地下見会の実施について ・・・・・・・　6

５　質疑書の提出及び回答 ・・・・・・・・・・・・・・　6

６　応募申込手続 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

７　価格提案書の提出及び審査 ・・・・・・・　8

８ スケジュール ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

９ 様式集 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16～22

令和6年度城北菖蒲園内臨時売店管理運営事業者募集要項

大阪市（以下「本市」という。）が行う城北菖蒲園内臨時売店管理運営事業者（以下「事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知のうえ、お申し込みください。

なお、この募集要項の記載内容については、本市の解釈に従うものとし、解釈の相違等を理由とした一切の異議申し立てに応じることはできませんので、不明な点は必ず「質疑書」により確認してください。

１　公募案件の概要

（１）所在地

　　　大阪市旭区生江3丁目（城北公園内）別図のとおり

（２）物件の位置等

　　　所在地 城北菖蒲園内北東部

　　　店舗面積 21.4㎡

　　　用途 城北菖蒲園への入場者を対象とした軽易な飲食物等の販売

　　　電気設備 あり

　　　ガス設備 なし

　　　給排水設備 あり

　　　電話設備 なし

（３）指定用途

今回、事業者が管理を行う物件は、都市公園法第2条第2項第7号及び、都市公園法施行令（以下、「施行令」という。）第5条第6項にいう「便益施設」に該当する売店として営業することが条件となります。

「便益施設」に該当する売店とは、来園者の利便を図りサービスを提供するためのものであり、販売品目・営業方法等については本市との協議によるものとしますので、都市公園法及び同施行令の規定を十分にご理解のうえご応募してください。なお、おにぎり等の軽食、スナック菓子、清涼飲料水、低アルコール飲料等の市販品やレトルト食品を想定しています。

（４）営業可能期間

令和6年5月中旬から6月中旬までの城北菖蒲園開園期間中のみ（約1か月）

　　　開園時間：午前9時30分から午後5時（開園時間を延長することがあります）

（５）最低使用料（管理許可期間中）

36,300円（非課税）

２　応募資格要件

　次の（１）（２）の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

（１）次の①から⑧まですべての要件を満たす者であること。

　①　成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。

②　大阪市内に売店・飲食店舗の本店又は支店・営業所があること、もしくは国又は地

方公共団体の施設において5年間以上の売店営業の実績を有している者であること。

③　良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力を有すること。

④　法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有し

ていること（該当についてのみ。）。

⑤　国税及び大阪市税の未納がないこと。

⑥ 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3に規定する

暴力団密接関係者に該当すると認められる者ではないもの。

⑦　公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

（２）次の①から⑦までのいずれにも該当しない者（①から⑦までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後に２年を経過した者を含む。）であること。

①　本市との契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

②　本市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。

③　落札者が本市と契約を締結すること又は本市との契約者が契約を履行することを妨げた者。

④　地方自治法第234条の2第1項の規定により本市が実施する監督又は検査にあたり職員の職務の執行を妨げた者。

⑤　正当な理由なく本市との契約を履行しなかった者。

⑥　本市が実施した売店・飲食店舗事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行なった者。

⑦　前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人、その他使用人として使用した者。

３　公募条件等

（１）公園施設管理許可及び使用料等

①　事業者の施設使用形態

　　事業者は、城北菖蒲園内臨時売店（以下、「本件売店」という）の営業のため管理すべき範囲として「１　公募案件の概要（２）物件の位置等」で指定する店舗面積について、都市公園法第５条の規定に基づき、公園施設管理許可申請を行い、公園施設管理許可（以下「管理許可」という。）を受けて使用します。

②　管理許可の期間

令和6年5月初旬から6月28日（履行確認日）まで

※城北菖蒲園開園期間を含む約2か月間

　　　ただし、公用・公共用としての管理許可の必要性や事業者の使用状況等を勘案して支障がないと本市が判断する場合は、当初本市が設定した公募条件及び公園使用料（応募価格）を変更しないことを前提として、翌年2月1日（城北菖蒲園開園月の3月前）までに申請を行えば、令和7年度以降についても2回に限り令和6年度と同様の期間に管理許可を行うこととし、最長で令和8年度まで使用することができます。

事業者が営業のための準備のために本物件に立ち入ることができるのは、管理許可日以降とし、設備等の原状回復等に要する期間として本物件に立ち入ることができるのは、6月28日までとします。

③　公園使用料

　　　本市が設定する最低使用料以上で申し込みのあったもののうち、最高の応募価格をもって公園使用料とします。

　　公園使用料は本市の発行する納入通知書により、指定する期限までに全額納入してください。なお、分納はできません。

④　その他必要経費

本件売店の維持保全に通常必要とする経費のほか、清掃、防虫・防鼠、消毒等の衛生管理、ごみ処理にかかる経費、電気設備をはじめとした内装・設備等に要する工事費、光熱水費、維持管理費等の本件売店の営業にかかるすべての費用は事業者の負担となります。なお、内装等の変更・改修については、本市との協議の上、許可された場合に可能となります。また、許可を行った面積内の維持管理は、すべて事業者の負担とします。

施設本体や付属設備の経年劣化により営業しがたい状況が発生した場合の修繕は、本件売店の営業に必要な施設・設備である場合には、事業者により行わなければなりません。なお、金額の多寡によりません。

光熱水費は事業者の負担とします。

本件売店は、城北菖蒲園開園中多数の来園者（平成30年度30,049人、令和5年度実績21,375人）が見込まれることから、本市が設置したものです。城北菖蒲園は、例年5月中旬から6月中旬の間、有料施設として開園しています（大人1人200円）。事業者は、価格提案審査後、鶴見緑地公園事務所職員と販売品目などの事前協議を行い、承認を受けることとします。

1. 城北公園においては、城北菖蒲園開園期間中、一般園地においてイベントが開催されるほか、イベントに伴って露店などの許可を行うことがあります。

（２）管理許可上の制限

1. 管理許可の条件を遵守し、公園使用料を納付すること。
2. 本要項２（１）④にかかる許認可等は、管理許可期間中、継続的に効力を有していること。
3. 本件売店を管理運営する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
4. 販売品の搬出入・廃棄物等の搬出時間及び経路については、本市の指示に従うこと。（公園利用者が多い時間帯は搬出入ができません）
5. 店舗面積及び維持管理を義務付けられたエリア内において清掃、防虫・防鼠、消毒等の衛生管理、電気設備をはじめとした内装・外装・設備等に要する工事などについては、公園利用者及び公園維持管理運営の妨げになる場合は、早朝、夜間に行うこと。
6. 本件売店の運営に必要な車両であっても、公園内には駐車しないこと。
7. 本件売店においては、たばこ、喫煙用具類及び本市が公園利用上必要ないと判断する商品の販売は認められません（例：青年雑誌、医薬品、衣料、有価証券など）。
8. 販売価格は公園利用者の利便に配慮し、良質な商品を適切な価格で提供できるよう設定し、事前に本市に報告すること。
9. 店舗面積外で宣伝、販売などの営業活動はできません。また、公園内でのビラまき、デリバリー（配達サービス）などは認められません。販売は店舗面積内に限ります。
10. 販売品目にかかわらず、所管の生活衛生監視事務所（保健所）及び消防署に対して、事業の事前説明を行うこと。また、指示があった場合にはその指示に従うこと。

（３）維持管理責任

1. 本件売店（店舗面積）及び本市が指定する範囲の維持管理については、事業者の責任において確実に実施すること。
2. 本件売店の運営によって発生した廃棄物は、事業者の責任において適切に回収・処分すること。販売した物品のごみを購入者が窓口まで持ってきた場合は、回収し処分すること。本件売店周囲の清掃についても、事業者によって実施すること。上記①において指定された範囲に、売店での購入者以外のものが放置したごみについても、事業者の責任において適切に回収・処分すること。
3. 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
4. 本件売店の内装の改修及び店舗面積範囲内にサイン・表示板等の設置を行なう場合は、地震やいたずら等による転倒・脱落防止等の安全策を講じること。景観に配慮したものである必要があるため、申し出の内容について変更を求めることがあります。
5. 本件売店の管理運営にあたってはニーズを把握し、優良なサービス提供に努めるとともに、本件売店に関する問い合わせ及び苦情については事業者の責任において迅速かつ丁寧に対応すること。
6. 天候及び、第三者による施設破壊、窃盗被害等による本件売店の損傷等のリスクについては事業者の負担により対応すること。なお、火災保険については必ず加入し証する書面の写しを提出すること。また、本件売店及び設備等の修理又は交換を行う際は、公園利用者の不便とならないよう、鶴見緑地公園事務所（以下「公園事務所」という。）と協議のうえ迅速に行うこと。
7. 許可期間以外における施設の維持管理は本市が行い、許可期間の前後には本市と事業者による現状確認を行うこととします。

（４）損害賠償

　　　　事業者は、本件売店の管理運営にあたって本市又は第三者に損害を与えたときは、すべて事業者の責任においてその損害を賠償しなければなりません。

　　　　また、事業者は本件売店の管理運営にあたり公園施設を破損、汚損し、本市に損害を与えた場合には、すべて事業者の責任においてその損害を賠償しなければなりません。

（５）公園事務所との協議

　　事業者は、次の項目について公園事務所と協議し、その指示に従ってください。

1. ごみの回収・処理方法について。

　②　本件売店の営業準備期間及び営業開始後の資材及び商品等の搬出入方法等について。

　③　本件売店の利用者からの苦情、トラブル等の処理について。

　　　また、事故処理の報告等及び警察等関係先への連絡体制について。

　④　光熱水費の支払い方法について。

　⑤　原状回復の方法について。

　⑥　その他協議が必要な事項について。

（６）原状回復

　　　事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、事業者の負担により、すみやかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、事業者は一切の補償・設備等の買い取りを本市に請求することはできません。

　　　原状回復義務の例としては、ガラスのひび割れや床タイルの割れ、電気設備については有資格者による漏電チェックによる不具合箇所の報告と改修、排水設備については指定場所までの高圧洗浄機による油等のつまり解消など具体的に指示されることとなります。

　　　また、原状回復時には公園事務所職員の立会により確認、検査を受けてください。

（７）特記事項

1. 事業者は、事業開始までに提供する商品の内容・価格について本市に文書による協議を行い、承認を受ける必要があります。また、承認を受けた内容を変更する場合はその都度、新たに報告することとします。
2. 健康増進法第25条の規定により都市公園及び公園内施設についても受動喫煙の防止対策を講ずる必要があることから、建物（店舗）内は全面禁煙とします。未成年や妊産婦などの受動喫煙の防止を徹底してください。
3. 本募集要項の記載内容については本市の解釈に従うものとし、価格提案審査後にその内容について一切の異議申し立てを行うことはできません。
4. 本件売店の使用許可申請が可能な期間中に都市公園法及び施行令をはじめとする関係法令等が改正された場合、本募集要項の記載内容にかかわらず法令等の規定を優先します。
5. 本件売店の売り上げ及び販売品目については、公園管理上把握する必要があるので、城北菖蒲園開園期間が終了次第、公園事務所へ報告しなければなりません。なお、報告いただいた事項については、次回以降の本件公募において公表する場合があります。
6. 城北公園内では、来園者が多い時期に一般園地において露店の占用許可を行うことがあります。公募にあたっての前提条件となりますので、事業者が管理運営する本件売店の売り上げに影響が出たとしても、本市は公園使用料の還付など一切の補償は行いません。
7. 許可期間中に、都市公園法などの関係法令等が改正された場合、この募集要項の記載内容にかかわらず、法令等の規定を優先します。

（８）リスク管理

事業者は、大規模災害のような天災によって本件売店本体をはじめ管理区域内の施設躯体、設備が損壊した場合を除いて、原状回復の義務を負います。また、許可条件及び本募集要項の各条項に定める義務を履行しないために本市に損害を与えたとき、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。

※管理上の瑕疵による事故等に備えて、事業者はリスクに応じた保険に加入してください。

４　現地下見会の実施について

現地下見会は下記の日程で行います。本市所定様式第５号を使用し、ファックスもしくは電子メールにより送信してお申込み下さい。口頭、電話及び郵送によるお申し込みは取扱い致しません。ファックス又は電子メールでの送信の場合は、送信後下記へ電話連絡し到着の有無を必ず確認してください。

（１）下見会申込期限 令和6年4月8日（月）まで

（２）実施日時 令和6年4月10日（水）～4月12日（金）

 午前9時30分～午後5時

 1回約15分程度。※応募申し込みのあった事業者に対し、

 個別に時間をお知らせします

（３）集合場所　　　 もと城北公園事務所前

　　　 大阪市旭区生江3丁目（城北公園内）

 場所が不明な場合は、06-6912-0650までお問い合わせください

（４）現地下見会申込先　　大阪市建設局　鶴見緑地公園事務所

 電話　06-6912-0650　ファックス　06-6913-6804

 メールアドレス　la0158＠city.osaka.lg.jp

（５）その他 **現地下見会は価格提案審査にあたっての必須条件です。**

５　質疑書の提出及び回答

（１）　受付期間

　　　令和6年4月10日（水）～令和6年4月17日（水）必着

（２）　提出方法

質疑書（本市所定様式第６号）により、上記受付期間内に電子メールにてPDF形式添付ファイルによりお送りください。（電話、ファックス、郵送、持参による受付は行いません。）

　　　　　件名は「城北菖蒲園内臨時売店質疑」としてください。

　　　　　送付先： la0158＠city.osaka.lg.jp

（３）質疑書への回答日

質問に対する回答書は、令和6年4月22日（月）を目途に、質疑書提出者に郵送又はファックス若しくは電子メールで通知するほか、大阪市ホームページ上に掲載します。この回答書は、本要項と同様の効力を有します。したがって、これ以外の方法による説明（電話、口頭など）が回答書と異なる場合は、回答書の内容を優先とします。

なお、意見の表明と解されるものについては回答しないことがあります。また、現地下見会開催時においては、質問は受け付けません。

下見の結果質問がある場合は、質疑書に質問内容を簡潔にまとめ、上記記載のとおり提出してください。

６　応募申込手続

（１）受付期間

令和6年4月22日（月）から令和6年4月24日（水）午後5時必着（厳守）

申し込みは配達証明もしくは簡易書留での郵送、持参のみの受け付けとします。なお、申請書類に不備がある場合及び受付期間後の到着分は失格とします。

（電話、ファックス、電子メールによる受付は行いません。）

（２）送付先・提出先

　　　〒538-0036

　　　大阪市鶴見区緑地公園2-163（鶴見緑地公園事務所内）

　　　大阪市建設局　鶴見緑地公園事務所

（３）申し込みに必要な書類

【法人の場合】

1. 応募申込書（様式第１号）法人用
2. 誓約書（様式第２号）
3. 印鑑証明書　※発行後３カ月以内の原本に限ります。
4. 商業・法人登記簿謄本または登記事項証明書（「履歴事項証明書」または「現在事項証明書」のいずれか）※発行後3か月以内の原本に限ります。
5. 定款または寄附行為（直近のもの）
6. 国税の納税証明書[法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）]。※発行後3か月以内の原本に限ります。
7. 大阪市税（市民税、固定資産税、都市計画税（土地・建物））の未納が無いことの証明書（直近3年分）　　※発行後3か月以内の原本に限ります。
8. 事業概要

（ア）会社概要

（イ）最近3年間直近の貸借対照表、損益計算書

1. 本要項２の（１）の⑤にかかる許認可等の免許証の写し
2. 大阪市内において売店営業を行っていることの証明書、もしくは国又は地方公共

団体の施設において、5年間以上の売店営業の実績を有している者であることの証明書

　【個人事業者の場合】

1. 応募申込書（様式第１号）個人用
2. 誓約書（様式第２号）
3. 印鑑登録証明書　※発行後3か月以内の原本に限ります。
4. 住民票記載事項証明書または外国人登録原票記載事項証明書　※発行後3か月以内の原本に限ります。
5. 国税の納税証明書[所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の2）]。※発行後3か月以内の原本に限ります。
6. 大阪市税（市民税、固定資産税、都市計画税（土地・建物））の未納が無いことの証明書（直近3年分）　　※発行後3か月以内の原本に限ります。
7. 事業概要

（ア）創業日、事業内容、実績等がわかるもの

（イ）令和5年分の所得税確定申告書の写し

1. 本要項２の（１）の⑤にかかる許認可等の免許証の写し
2. 大阪市内において売店営業を行っていることの証明書、もしくは国又は地方公共

団体の施設において、5年間以上の売店営業の実績を有している者であることの証明書

※なお、いずれの場合も、提出された書類は返却しません。

７　価格提案書の提出及び審査

（１）価格提案書の提出及び審査の日時

　　　　令和6年4月26日（金）午前10時30分（開場は午前10時00分）

※上記の時間をもって価格提案書の受付を締め切り、審査を行ないます。なお、締切後の受付は一切行ないませんのでご注意ください。

（２）価格提案書の提出及び審査の場所

　　　　大阪市建設局鶴見緑地公園事務所　会議室

　　　　大阪市鶴見区緑地公園2-163（鶴見緑地公園事務所内）

（３）提出書類等（当日持参するもの）

　　①　価格提案書（本市所定様式第３号）

　　②　委任状（代理人により応募しようとする場合　本市所定様式第４号）

　　③　印鑑（代理人により応募しようとする場合は代理人の印鑑　※シャチハタ不可）

（４）価格提案書の投函方法

　　①　応募者は、価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印のうえ、入札箱に投函してください。

　　②　応募は、代理人に行わせることができます。この場合には、委任状を価格提案書と一緒に入札箱に投函してください。

（５）応募価格の表示

　　　応募価格は管理許可を行なう総面積にかかる使用料の総額とします。

（６）価格提案書の書き換え等の禁止

応募者は、入札箱に投函した価格提案書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできません。

（７）価格提案審査

　　①　価格提案審査は、価格提案書の投函締め切り後直ちに応募者立会いのもとで実施します。

　　②　応募者が価格提案審査に立ち会わない場合は、当該価格審査事務に関係のない本市職員を立ち合わせます。

　　③　価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることはできません。

　　　　　なお、価格提案審査の当日出席しなかった者又は価格提案書提出期限に遅参した者は、棄権とみなします。

（８）価格提案書の無効

　　　次のいずれかに該当するものは、無効とします。

　　①　最低使用料を下回る価格によるもの。

　　②　応募参加資格の無い者が価格提案したもの又は権原を有する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。

　　③　指定の日時までに提出しなかったもの。

　　④　応募者の記名押印がないもの。

　　⑤　所定様式を用いないで価格提案したもの。

　　⑥　応募者又はその代理人が2以上の価格提案をしたときは、その全部のもの。

　　⑦　応募者及びその代理人の双方がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの。

　　⑧　他の応募者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人として価格提案したときにはその全部のもの。

　　⑨　応募価格又は応募者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。

　　⑩　訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。

　　⑪　価格提案に関し、不正な行為を行なった者が価格提案したもの。

　　⑫　その他価格提案審査に関する条件に違反したもの。

（９）本件売店管理運営予定事業者の決定

　　　　管理運営予定事業者の決定は、「２　応募要件」に定める内容をすべて満たし、本市が設定する最低使用料以上で最高の価格をもって有効な価格提案を行った者とします。

（10）くじによる管理運営予定事業者の決定

　　①　最高となるべき同価の価格提案書を投函した者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。

　　②　当該応募者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（価格審査事務に関係のない職員）が応募者に代わってくじを引き、管理運営予定事業者を決定します。

（11）審査結果の公表

管理運営予定事業者を決定したときは、応募者に通知するとともに、本市のホームページに決定金額及び事業者名、法人・個人の区分を掲載します。

（12）公園施設管理許可申請の手続き

管理運営予定事業者に決定した者は、令和6年5月7日（火）までに管理許可申請書を提出してください。そのための事前協議については価格提案審査後、必要に応じて鶴見緑地公園事務所と行ってください。

なお、管理許可申請及び管理許可は応募申込書に記載された名義で行うこととします。

（13）管理運営予定事業者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、管理運営予定事業者としての決定を取り消します。取り消された場合に、以降の本市が実施する事業者公募等において、参加することができないなどの不利益を受けることがあります。

　　①　正当な理由なくして、指定する期日までに管理許可の手続きに応じなかった場合

　　②　管理運営予定事業者が応募資格要件を満たしていないことが判明した場合

　　③　その他管理運営予定事業者が本件管理許可の相手方として不適当と認められる場合

（14）その他

　　　　管理許可の手続き及び本件売店の管理運営に関する一切の費用については、管理運営予定事業者の負担となります。

◎募集に関する問い合わせ先

　　　　大阪市鶴見区緑地公園2-163（鶴見緑地内）

　　　　大阪市建設局鶴見緑地公園事務所　電話06-6912-0650

ス ケ ジ ュ ー ル

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
|  | 募集要項の配布（令和6年4月1日～） |  |
|  |  |  |
|  | 下見会受付（令和6年4月1日～4月8日） |  |
|  |  |  |
|  | 現地下見会（令和6年4月10日～4月12日） |  |
|  |  |  |
|  | 質疑書の受付（令和6年4月10日～4月17日） |  |
|  |  |  |
|  | 質疑書への回答（令和6年4月22日） |  |
|  |  |  |
|  | 応募申込書の受付（令和6年4月22日～24日） |  |
|  |  |  |
|  | 価格提案審査・使用予定事業者の決定（令和6年4月26日） |  |
|  |  |  |
|  | 公園施設管理許可の申請（令和6年5月7日まで） |  |
|  |  |  |
|  | 管理運営許可（許可証交付日） |  |
|  |  |  |